

《海外へ渡航される方への犯罪経歴証明書申請手続きのご案内》

1 滋賀県警察で申請できる方

- (1) 現在、滋賀県に住民登録(外国人登録)がある方
- (2) 現在、外国に居住されている方で、日本における最終の住民登録(外国人登録)が滋賀県にあった方

2 申請場所・証明書受領場所・電話でのお問い合わせ先

滋賀県大津市打出浜1番 10号

滋賀県警察本部刑事部鑑識課資料係 TEL 077-522-1231(内線 4653、4654)

※発給を必要とされている理由や提出国によっては警察において申請を受理できない場合がありますので、必ず、申請前に電話にてお問い合わせください。

3 取扱時間(申請・証明書受領・電話でのお問い合わせのいずれも次の時間中に限ります)

午前9時00分～午前11時30分、午後1時00分～午後5時00分

(土日、祝祭日及び12月29日～1月3日を除く)

4 必要書類等

現在、滋賀県内に住民登録(外国人登録)がある方	1 旅券(パスポート) *1 ※有効期限内のもの 2 次に掲げる書類のいずれか (1) 官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該申請者の氏名及び住民基本台帳に記録された住所の記載があるもの(自動車運転免許証、個人番号カード、健康保険証、在留カード、特別永住者証明書等) (2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(いずれも発行から6ヶ月以内のもの) ※(1)の書類があれば、(2)の書類は不要です。 3 犯罪経歴証明書の発給を必要としている事実が確認できる書類 *2
外国に居住されている方	1 旅券(パスポート) *1 ※有効期限内のもの 2 住民票(除票)又は戸籍の附票の写し(いずれも発行から6ヶ月以内のもの) 3 現住所を確認できる書類(外国の運転免許証、本人宛郵便物等) 4 犯罪経歴証明書の発給を必要としている事実が確認できる書類 *2

*1 犯罪経歴証明書には旅券(パスポート)の番号が掲載されますので、要求機関への犯罪経歴証明書のご提出までに旅券(パスポート)の有効期限が満了する場合には、旅券(パスポート)の更新を済ませたうえで犯罪経歴証明書の申請にお越し下さい。

*2 犯罪経歴証明書の発給を必要としている事実が確認できる書類とは、
・要求国が発行した「犯罪経歴証明書」の提出を要求する旨の文書
・その他、当該確認に資する文書(勤務先が発行した赴任命令書、査証等の申請書(記入済のもの)等)となりませんが、申請の受理の可否に関わりますので、事前のお問い合わせ時にご相談ください。

5 手数料

申請1件につき、手数料 610円が必要です。次の方法でお支払いください。

キャッシュレス決済

※各種クレジットカード、電子マネー、コード決済に対応しています。

利用可能な決済種別は、別添「決済種別表」のとおりです。

6 その他注意事項

- ・犯罪経歴の調査は、本人の指紋により行いますので、申請には必ず本人がお越し下さい。
- ・犯罪経歴証明書の発行は、申請手続きから約1週間後となります。申請場所にて申請者様にお渡しします。事情があり申請者様がお越し頂けない場合は、代理人でもお受け取りいただけますが、この場合、受取時に代理人様は申請者様が作成した委任状とご自身の身分証明書をご持参ください。
委任状の様式については、当ホームページに掲載しています。
- ・犯罪経歴証明書は、5か国語(日本語、英語、フランス語、スペイン語、ドイツ語)で併記されます。
(様式が定められており、これら以外の言語では作成できません。)
- ・犯罪経歴証明書は、封筒に入れた状態で発行いたします。この封筒を開封されると無効となります。必ず未開封の状態でご提出ください。